

佐賀県公示（会第2981号の1）

佐賀県財務規則に基づく取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4112号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
水ヶ江支店 井道出張所	川副町	佐賀空港事務所	犬井道支店	川副町	佐賀空港事務所
略			略		
北茂安支店 原出張所	三養基郡みやき町	三養基高等学校 中原特別支援学校	中原支店	三養基郡みやき町	三養基高等学校 中原特別支援学校
略			略		